

「男女生き活き企業」認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職場における女性の活躍推進と働き方の見直し等に積極的に取り組む企業や事業所、団体（以下「企業等」という。）を「男女生き活き企業」として県が認定し、その取組状況について周知することにより、県内企業等の取組促進を図ることを目的とする。

(申請要件)

第2条 「男女生き活き企業」の認定（以下「認定」という。）を申請できるのは、栃木県内に所在する全ての企業等で、以下の各号の全てに該当しているものとする。

- (1) とちぎ女性活躍応援団の登録団体であること。
- (2) 「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」（以下「宣言」という。）の登録を行っていること。
- (3) 宣言において登録した内容のうち、実践した項目があること。
- (4) 重大な労働関係法規（労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法 等）違反をしていないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(申請)

第3条 認定を受けようとする企業等（以下「認定申請者」という。）は、認定申請書（様式1）に必要な事項を記載の上、認定項目チェック票（様式2）及び必要な書類を添付して知事に申請するものとする。

(審査及び認定)

第4条 知事は申請書類を審査し、認定申請者が様式2に定める認定要件を満たしていると認められる場合は、認定証（様式3）を交付する。

- 2 知事は、前項で定める審査に必要と認められる場合は、認定申請者に対し、必要な情報の聞き取りや追加資料の提出依頼を行うことができるものとする。

(認定の有効期間)

第5条 認定の有効期間は、認定を受けた日から当該日が属する年の翌々年の12月31日までとする。

(認定の更新)

第6条 認定を受けた企業等（以下「認定企業」という。）が前条の有効期間が経過した後も引き続き認定を継続するには、有効期間が満了する日より2か月前までに、第3条に定める申請手続を行うものとする。

(認定の変更及び辞退)

第7条 認定企業は、次の各号に掲げる事項について変更が生じた場合には、認定変更届出書（様式4）を速やかに知事へ提出しなければならない。

- (1) 企業の名称
- (2) 代表者の職・氏名
- (3) 所在地

2 認定企業は、認定の継続の意思を失った場合、認定辞退届出書（様式5）を速やかに知事へ提出しなければならない。

（認定の取消）

第8条 知事は、認定企業が次に掲げる行為を行ったとき、またはその事実が明らかになったときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったと認めるとき。
- (2) 虚偽または不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。
- (3) 公序良俗に反する行為若しくは反社会的な行為があった場合など、認定企業として適当でないと認めるとき。

2 知事は前項の規定により認定の取消を行う場合は、理由を付して認定企業に通知するものとする。

3 認定企業が認定の取消を受けた場合、速やかに認定証を知事へ返納するものとする。

4 認定企業が認定の取消を受けた場合、特別な事情が認められない限り、取消日から3年経過するまで再申請できないものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、認定に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

この要綱は、令和3（2021）年4月1日から施行する。